

令和6年2月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会総会2月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年2月20日（火）午後4時00分～4時40分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	出
〃	—	武 藤 正	欠
〃	—	五十嵐 忠之	出
〃	—	高 畑 忠 弘	出
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、在任委員6名中4名が参加した。

4. 欠席委員

農業委員 なし

推進委員 武藤 正委員、佐藤 周委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 提出議案

- ・議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第5 その他

- ・農地のあっせん希望について
- ・全国農業新聞代金の集金について
- ・農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦

事務局主査 渡 部 達 也

事務局主事 穴 戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会2月定例会を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立

しております。

推進委員の武藤 正委員、佐藤 周委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、3番 中川 博之委員、4番 二瓶 睦夫委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告をお願いします。

■事務局

(事務局報告)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は4件ございます。

議案第1号番号1番は、6番 岩田 多吉委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。

岩田委員は退席してください。

(6番 岩田 多吉委員 退席)

それでは議案第1号第1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、再設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、41歳、埼玉県〇〇〇の方です。借受人は、岩田多吉委員でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山・関屋・大塩の農地6筆、このなかの大塩字〇〇〇の3筆については、保全管理のみ行うということで、賃借料は設定しないということでした。賃借料を設定するのは北山と関屋の農地3筆、計6, 113㎡、そのうち水張面積が5, 200㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和6年4月1日から令和16年12月31日までの約10年9ヶ月間。賃借料の額は年額で57, 200円。10アール当たり11, 000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、5番 蓮沼 喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年2月20日提出、北塩原村農業委員長星 源嗣。

以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

2月12日、電話で確認を行いました。契約の内容、金額等お互いに問題ないとのことでした。再設定でもあり、許可相当と判断いたしました。

■議長

本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、番号1番の農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了しましたので、岩田 多吉委員の入室を許可します。

(岩田 多吉委員 入室)

■議長

それでは、続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、再設定となります。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇〇さん、63歳、大塩字〇〇〇〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇〇さん、69歳、大塩字〇〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇〇〇〇の農地3筆、合計3,826㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年4月1日から令和15年3月31日までの10年。賃借料の額は年額で32,500円。10アール当たり約8,500円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、1番 五十嵐 大委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年2月20日提出、北塩原村農業委員会会長 星 源嗣。
以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番 五十嵐 大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大委員

2月14日、貸付人、借受人に電話で確認を行いました。契約の内容、金額等お互いに問題ないとのことでした。再設定でもあり、許可相当と判断いたしました。

■議長

本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、番号2番の農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

それでは、続いて、番号3番、4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番、4番についてはともに借受人が北山の〇〇〇〇さんの案件でございますので、一括で説明いたします。3番、4番ともに再設定になります。

先に議案第1号番号3番について説明します。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、72歳、北山字〇〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん、61歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村東および村南の農地5筆、合計12,740㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年3月1日から令和15年2月28日までの約9年間。

賃借料の額は年額で191,100円。10アール当たり15,000円です。毎年、村の賃借料情報を参考に決定することとします。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

続けて議案第1号、4番について説明します。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、81歳、北山字〇〇〇の方です。借受人は、3番と同様、〇〇〇〇さん、61歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村東の農地1筆、336㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年3月1日から令和15年2月28日までの約9年間。賃借料の額

は年額で5,040円。10アール当たり15,000円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

番号3番及び4番について、担当の6番 岩田 多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年2月20日提出、北塩原村農業委員長星 源嗣。
以上で議案第1号、番号3番及び4番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番 岩田 多吉委員より報告をお願いします。

■6番 岩田 多吉委員

貸付人、借受人に電話で確認を行いました。契約の内容、金額等お互いに問題ないとのことでした。再設定でもあり、許可相当と判断いたしました。

■議長

本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号、番号3番および番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、番号3番および4番の農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。事務局から連絡があります。事務局お願いします。

■事務局

(農地のあっせん希望について)

(全国農業新聞代金の集金について)

(農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について)

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

では、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 6年 2月20日

北塩原村農業委員議長(会長) 星 源嗣 ㊞

議事録署名委員 3番 中川 博之 ㊞

議事録署名委員 4番 二瓶 睦夫 ㊞